

令和2年度

# 自己点検・評価書

佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター

## 【目次】

I	国立大学法人佐賀大学 社会貢献の方針	3
II	佐賀大学リージョナル・イノベーションセンターの設置	4
III	第三期中期目標・中期計画	7
IV	令和2年度 自己点検・評価	8
V	参考資料	17
	資料1 URAによるニーズ把握とシーズ把握の取り組み実績推移	17
	資料2 リージョナル・イノベーションセンター ホームページアクセス状況	17
	資料3 共同研究・受託研究等の推移	18
	資料4 共同開発商品数の推移	19
	資料5 知的財産の現状について	19

## I 国立大学法人佐賀大学 社会貢献の方針

### 1. 本学における社会貢献の位置づけ

本学は、国立大学法人佐賀大学基本規則第1条の2において、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする」と規定し、また、学則第2条において、「地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」と規定しており、これらを踏まえた佐賀大学憲章において「社会貢献：教育と研究の両面から、地域や社会の諸問題の解決に取り組む」と宣言し、国民、特に地域社会に対して教育と研究の両面から貢献することを目指している。

また、令和2年4月1日策定の「佐賀大学のこれから -ビジョン2030-」において、「佐賀県をはじめとする周辺地域の社会変革を担う大学を目指し、産学官連携の推進による教育・研究活動の高度化を通じて、持続可能な地域社会の実現に寄与する。」ことを謳っている。

このように位置付けられた社会貢献について、以下の方針を定める。

### 2. 社会貢献の基本的な考え方

組織として社会に貢献することは、本学の使命であると考えます。また、本学の教職員が個々に自発的に社会に貢献することを大学として支援することで、多様な社会貢献を実現できると考えます。

### 3. 社会貢献の目的

- (1) 生涯学習等を通じて社会に対して学術的、文化的貢献を果たすこと。
- (2) 地域と連携し、社会的な課題を解決する支援活動を行うこと。
- (3) 産業界と連携し、大学に対する研究への期待に応えること。
- (4) 地域の教育について、先導的な役割を果たすこと。
- (5) 医療活動を通じて、地域住民の健康を増進すること。

### 4. 社会貢献の具体的な目標

- (1) 産業界及び地域の課題をくみ上げ、本学の社会貢献の進むべき方向を探る。
- (2) 公開講座を積極的に開催する。
- (3) 開設する授業科目等の一部を、学外に開放する。また科目等履修生を積極的に受け入れる。
- (4) 留学生を受け入れるための特別コースなどを開発する。
- (5) 一般市民を対象とした講演会を開催し、社会教育を実施する。特に青少年の理科離れ対策として科学に対する関心を高めるための活動を行う。
- (6) 高校生の高等教育に対する関心を高める活動や、高校の教育と大学の教育の連携を推進するための活動を行う。
- (7) 地域の教育機関からの要請に応じた教育支援活動を行う。
- (8) 技術研修、教職員研修、医療技術者研修などの専門的な研修のための講習会などを開催する。
- (9) 本学の保有する施設、設備、図書、資料などを積極的に開放する。
- (10) 組織として社会的な課題に取り組むとともに、教員各人が研究を通じて社会に貢献することを目指す。
- (11) 研究成果を学外に公開する。また研究成果を一般市民にわかりやすく説明するための活動や

科学的知識の普及活動を行う。

- (12) 企業等との共同研究，受託研究，研究指導，情報提供などを通じて，産業の発展に貢献する。
- (13) 附属学校においては，地域の子どもの教育について先導的な役割を果たす。
- (14) 附属病院においては，地域の医療の高度化と充実に先導的な役割を果たす。
- (15) 学内共同教育研究施設等においては，地域の課題を解決するための研究調査等に積極的に取り組む。
- (16) 国際交流推進センターにおいては，留学生の支援や学生の海外留学を支援することで，国際交流に貢献する。
- (17) 本学の教員が，その知的能力に基づいた社会的活動の実施によって社会に貢献することを支援する。
- (18) 本学の教員が，学会活動に積極的に参加することを支援する。

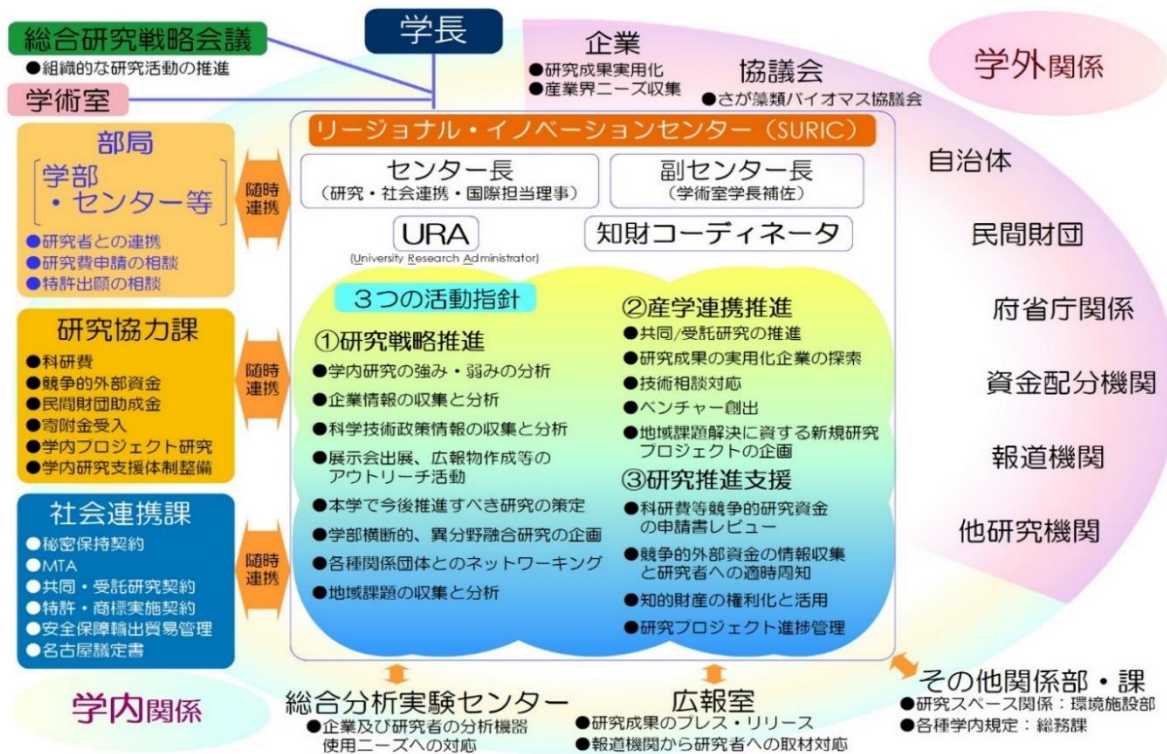
## II 佐賀大学リージョナル・イノベーションセンターの設置

佐賀大学では，平成24年4月「産学・地域連携機構」を設置し，同機構が本学における産学連携事業及び学術活動を牽引してきたが，平成29年10月1日，新たに「リージョナル・イノベーションセンター」（以下，センターという。）に生まれ変わった。リサーチ・アドミニストレーター（URA）が活動の中心となる本センターは，このURA チームが産学地域連携部門，知財戦略・技術移転部門の2部門と協働して，本学の数多くの「強み」を活かし，これまで以上に本学の学術研究振興及び社会連携の機能強化を図っていくこととした。

本学においては，研究者が生き活きと活動できる研究環境の整備や，重点領域を推進するための外部資金の獲得，新たな研究プロジェクトの発掘，将来を担う若手研究者の育成を図るとともに，本学の特色を活かした研究活動を通して，世界に発信できる研究成果の創出を目指し，研究マネジメント改革や研究力の強化等を図るため，URAを増員するなどして，目標の達成に向けて取り組んでいる。

本センターの設置により，地方自治体，地域の企業や事業体の開拓と多様なニーズの正確な把握，地域産業の発展，地域創生及び活性化に寄与するだけでなく，今後，学内でベンチャーや新産業の創出，さらにアントレプレナー教育による人材育成を推進する等，地域から頼りにされる地域のシンクタンクの機関になることを目指している。

## リージョナル・イノベーションセンター組織図



### II-1 センターの目的及び業務

#### (目的)

本センターは、国立大学法人佐賀大学の学術を振興し、知的財産の創出及び活用を図ることにより、産学地域連携を推進するとともに、イノベーションを創出する中核的拠点として、佐賀大学の研究及び社会連携の機能を強化し、地域産業の発展、地域人材の育成及び地域社会に寄与することを目的とする。

#### (業務)

- (1) 研究戦略の策定等の研究マネジメント
- (2) 競争的研究資金等の獲得
- (3) 地域及び産業界との連携等
- (4) 知的財産の創出及び活用
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

#### 1) 産学地域連携部門

- ア 産学連携の推進, 学内外での教育活動及び情報発信
- イ 企業等との共同研究, 受託研究等の推進
- ウ 企業等に対する技術相談, 経営相談等の推進
- エ 地域密着型の研究開発の推進
- オ 大学発ベンチャーの育成及び支援
- カ 自治体, 地域支援各種団体等からの協力要請・要望等に関する総合窓口業務及び学内関係機関との連絡調整並びに支援
- キ 地域振興及び地域連携に係る事業に関する自治体等との連絡調整及び支援情報の公開及び発信

- ク 地域の情報及び資料の収集
- ケ サテライト業務
- コ その他産学連携及び地域連携の推進

## 2) 知財戦略・技術移転部門

- ア 知的財産の創出，管理及び活用
- イ 国立大学法人佐賀大学発明規程（平成16年4月1日制定）に基づく発明の届出
- ウ 秘密情報の保護及び管理
- エ 職務発明等に対する発明人への報償
- オ 発明人の表彰
- カ 知的財産に係る実用化（技術移転）の促進及び契約締結
- キ 知的財産に関する学内外での教育活動
- ク 佐賀大学 TLO
- ケ その他知財戦略及び技術移転に関する事項

## II-2 URA 組織等

- ・URA 組織は次のとおり構成されている。  
シニア URA 1 人，主任 URA 1 人，URA 2 人
- ・その他知財戦略コーディネーター 1 人を配置

## II-3 URA の職務

URA の業務区分ごとの活動区分と活動方針は，次のとおりである。

URA の業務・活動の概要

業務区分	活動区分	概要
研究戦略 推進業務	学内研究情報の把握・分析	学内シーズの把握を図り研究戦略マップを作成する。
	企業情報の把握・分析	企業訪問や技術相談を通じて，主に佐賀地域企業のニーズ把握を図る。
	科学技術政策情報等の分析	政府の科学技術政策について策定段階からインターネットや関係者からのヒアリングを通じて情報収集を実施する。 また，同様に民間公募等の情報も分析し適切な公募ができるよう共有化を図る。
	アウトリーチ活動	研究室訪問記の掲載や学外への PR 活動を実施し，発信力・ブランド力の強化に務め積極的に広報する。
	イベント関連	競争的資金獲得を目指した説明会の開催や関係事業体が運営するイベントへの参加を支援する。
	知財関連	学生への知財教育と，教員への知財戦略支援を実施する。
	ベンチャー創出支援	大学発ベンチャー設立の機運を高めるため，関係情報の周知及び教員・学生と VC（ベンチャー・キャピタル）の意見交換会を実施する。
	情報収集活動・NW 構築活動	URA 業務遂行にあたり必要な情報の収集と人脈形成を実施する。
産学連携 推進業務	共同研究・受託研究	企業訪問やイベント等を通じて研究者と企業のマッチングを実施し，共同研究・受託研究への締結を促す。

	地域連携プロジェクト参画支援	佐賀地域の自治体及び企業が推進するプロジェクトに積極的に参画し有効な成果を達成できるよう、交渉・マネージメントを実施する。
	研究プロジェクト企画立案	URA 自らが企画する研究プロジェクトを立案し、研究チームの編成、参画交渉調整、競争的資金申請を実施する。
研究推進支援業務	科研費申請支援	研究者の申請についてブラッシュアップ支援を実施し採択数の増加を図る。
	競争的研究資金申請支援	ブラッシュアップ支援を実施し競争的資金への採択数増加を図る。

## II-4 令和2年度 自己点検・評価の体制

センターに関する重要事項はすべて、センター運営委員会に諮り、協議と意見集約を経て、承認を得ている。

＜自己点検・評価の体制＞

- ・寺本 憲功 センター長
- ・後藤 聡 副センター長
- ・穴井 豊昭 副センター長（令和2年9月末まで）
- ・伊藤 幸広 知財戦略・技術移転部門長
- ・佐藤 珠美 産学地域連携部門長
- ・平山 伸 センター・シニア URA
- ・木塚 徳男 学術研究協力部長
- ・田中 宗浩 農学部教授
- ・事務支援組織 社会連携課、研究協力課

## III 第三期中期目標・中期計画

第三期中期目標・中期計画のうち、センターが所掌する部分は、以下のとおりである。

### 【中期目標】

2) 教育研究の成果を地域社会に還元する目標

- 1 教育研究の成果を積極的かつ効果的に地域社会に還元する。特に、教員養成分野は、佐賀県教育委員会等との連携により、義務教育諸学校における地域の教員養成機能の中心的役割を担う。

### 【中期計画】

033.

2) 教育研究の成果を地域社会に還元する目標を達成するための具体的方策

- 1 地域志向型の教育研究実践の成果を発信し、地域産業の振興、イノベーション創出や地域活性化に活用する。なお、知的財産に関する周知や受託研究・共同研究の締結数の増加を図ることにより、発明届出件数を10%増加させるとともに、共同開発商品については、毎年度1品目を開発する。

また、財務内容の改善に関する計画として、外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する計画に関して、次のものがある。

### 【中期目標】

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- 1 外部研究資金、寄附金及び附属病院収入を含むその他の自己収入の増加を図り、大学の財政基盤を強化する。

### 【中期計画】

061.

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1 大学の財政基盤を強化・改善するため、リサーチ・アドミニストレーター（URA）の活用や病院再整備により整備した手術室、外来化学療法室の効率的な運用などを講じることにより、

外部研究資金、寄附金及び附属病院収入を含むその他の自己収入を増収させる。特に、外部研究資金については、第2期中期目標期間の最終年度より5%増加させるために、URAなどを活用し、戦略的な活動を行う。

また、令和2年度の年度計画は以下のとおりである。

#### 【年度計画】

033.

平成28年度に策定した研究シーズと社会ニーズのマッチング機能の強化策の実施方針、及び受託研究・共同研究の締結数の増加策の実施方針を基に受託研究・共同研究の締結数の増加を図ることにより、発明届出件数を増加させるとともに、共同開発商品については1品目開発する。

061.

リサーチ・アドミニストレーター（URA）等により、外部研究資金獲得に関する取組の検証を行い、総合研究戦略会議で検討し、新たな外部研究資金獲得の取組を推進する。

## IV 令和2年度 自己点検・評価

自己点検・評価に当たっては、センターの活動の中心となるURAの活動区分ごとに取組み事項を整理し、3つの業務区分ごとに分析評価を行うとともに、センターが所掌する委員会の活動等について点検・評価を行った。

### III-1 研究戦略推進業務

#### (活動状況と成果)

#### 1) 学内研究情報の把握・分析

- ・学内研究情報の把握のため、教員との直接面談、ヒアリング242件を実施した。
- ・国の戦略と地域のニーズを照らし合せ策定した6つの研究戦略領域について、SDGsの概念も取り入れ、この方針をベースに、研究戦略マップを更新し、リージョナル・イノベーションセンターHP内に公開した。
- ・この6領域から課題対応型研究の抽出・立案を実施した。
- ・医学部と地元企業との連携技術をベースにした研究プロジェクトをURA主導で再構築して民間財団へ応募し、その結果、公益財団法人JKAから2年間の研究助成の内示を受けた。
- ・収集した学内研究情報を元に、多分野の教員を選抜し、異分野教員の交流会「わいがや会」を初めて開催し、教員同士の交流を通じて、研究での困りごとの共有とともに、研究立案のヒントや共同での研究提案ネタ等の開拓を図った。

#### 2) 企業情報の把握・分析

- ・企業相談132件、企業訪問90件を通じ企業のニーズの把握に努め、共同研究及び競争的資金の獲得のための情報を収集した。
- ・更に、地元企業の知財動向分析を16件増加させ、合計102件に拡大した。
- ・県内に事業所と研究部門を置く有力企業からの技術問合せを受け、候補となる教員の選定と共に打合せを継続し、その結果、1件の奨学寄附金の契約が成立した。

#### 3) 科学技術政策情報等の分析

- ・科学技術政策・各種の国の研究開発プロジェクトの状況、民間公募等の情報を調査した。このうち、民間公募について一覧化し、総合研究戦略会議や部局長への直接配信等を通じて学内に周知を展開した。更に、文科省の大型予算動向等をリージョナル・イノベーションセンターHPにアップし、学内での共有化に努めた。

#### 4) アウトリーチ活動

- ・本学の技術シーズの強みを纏めた資料を随時アップデートし、企業相談及び企業訪問の際などの機会を通じて、本学PRを実施し積極的なブランド力の強化に努めた。
- ・リージョナル・イノベーションセンターHPを用いた情報発信の一環として、76回を発信する



と共に、市民目線での教員インタビューを実施し、『佐賀大学の教員紹介』としてHP上に14名分を公開した。

- ・リージョナル・イノベーションセンターHPの1年間のアクセス数は15,708件→23,460件と49%増加し、注目度の向上に寄与している。
- ・地場企業の分析とアウトリーチ活動により、県内企業と農学部との共同研究1件の成立に繋がった。
- ・佐賀県産業労働部企業立地課サイトにて「リージョナル・イノベーションセンター」の活動紹介の掲載が可能となり、県との結びつきを強化した。
- ・佐賀大学広報誌「かちがらす」第42号にURA活動を寄稿し、学内外へURAの取組みをPRした。
- ・肥前セラミック研究センターとURAが共同で取組み、肥前セラミック研究センターの教員研究活動ガイドブックが完成した。ガイドブックは有田町役場、有田商工会議所、佐賀県陶磁器工業協同組合、有田焼卸団地協同組合他、関連企業、マスコミ等、関係先131ヶ所に郵送及び直接訪問により配付した。
- ・SATREPS対応の一環として、海洋エネルギー研究センターと共に査読付き論文2報を作成し、公開した（Journal of Aquaculture Research & Development, 日本海水学会誌）。
- ・「よ～うかんがえる合格ようかん」の地元企業での商標登録を支援し、商標登録を契機に今年の学内でのパッケージデザインの審査に参画した。結果、新規箱詰めパッケージデザインが決定し、記者会見を経て発売に繋がった。
- ・産学交流プラザ（仮称）インフォメーションコーナーのレイアウトを作成すると共に、紹介する動画コンテンツ候補のピックアップ等を通じ、竣工に備えた。
- ・社会連携課と共にリージョナル・イノベーションセンターのニュースレターを作成し、4月1日にHP上に公開した。

#### 5) イベント関連

- ・JST A-STEPの反省会をJSTコーディネーターと実施し、助言事項を応募者に伝え、採択向上に向けたノウハウとして共有化を図った。
- ・社会連携課と共同で「起業家育成FD講演会」（6回シリーズ）を企画し、実施した。
- ・イノベーション・ジャパンweb開催への申請を支援し、3件が採択された。
- ・異分野の教員交流会として、「わいがや会」を令和3年3月に開催した。

#### 6) 知財関連

- ・農学部でのキャリア教育、大学院修士課程向け知財教育を通じ、知財知識の学内共有化や知財の重要性を訴求し、整備したマニュアルを元に企業等への知財助言・指導を展開した。
- ・JST外国出願支援3件を実施し、1件が出願決定した。なお、1件は結果待ちの状況。
- ・起業家育成FD講演会（2/26開催）において、シニアURAが「大学発ベンチャーと知的財産について」の題目で講演し、知財の重要性を学内にアピールした。

#### 7) ベンチャー創出支援

- ・九州・大学発ベンチャー振興会への推薦、大学教員が参画するベンチャー企業の共同研究や競争的資金申請等の支援を行い、学内での起業家育成マインドの醸成やギャップ資金（1件100万円）の獲得に繋がった。
- ・URAが共同で企画した社会連携課主催の「起業家育成FD講演会」が開催され、教員・大学院生への起業家育成マインドの醸成に繋がった。
- ・(株) オプティムと連携して学内で開講している「がばいベンチャーの作り方講座」2コマをURAが担当し、知財やIoTビジネスの視点から解説を実施すると共に、ビジネスプラン発表会に参加し、プランの審査において改善点や評価について助言を実施した。

#### 8) 情報収集活動・ネットワーク構築活動

- ・有田町支援の強化の一環として、有田町のキーパーソンを選別し、コンタクトを取りネットワーク構築を図った。  
更に、JSTやベンチャーキャピタル等の交流を通じて、外部資金獲得先等の情報を収集した。
- ・佐賀県新産業エネルギー課、経済産業省商務情報政策局情報産業課等の交流を通じて、外部資金

獲得先の情報を収集した。

- ・知財セミナー（7/21 開催）を通じ、人脈形成に努めた。
- ・JST 目利き人材育成研修に参加し、人的ネットワークを構築した。
- ・東邦大学 URA と医学系の科研費申請支援の在り方について情報収集し、これを参考に次年度の学内限定版の科研費見本閲覧事業に向けた基本手順が整備できた。
- ・令和3年2月に、佐賀県新産業エネルギー課と共に、大型の予算獲得に向けた情報収集のため、総務省へ出向いた。

### （分析評価）

国の戦略と地域のニーズを照らし合わせ、令和元年8月に策定した6つの研究戦略領域（センターHP 参照）への学内研究情報の把握・分析を進めており、教員との直接面談、ヒアリング 242 件を実施した。また、企業相談 132 件、企業訪問 90 件を通じて企業のニーズの把握に努め、共同研究及び競争的資金の獲得のための情報を収集した。これらの学内研究情報の把握・分析（シーズの把握）と企業情報の把握・分析（ニーズの把握）の取り組み件数は、いずれも前年度を上回っており、URA の精力的取り組みは特筆される。

また、センターHP へのアクセス数は前年度比 1.5 倍以上と伸びており、センターHP の積極的更新、学内誌等への積極的情報提供、新たに開始したニュースレター等によるアウトリーチ活動の成果と言える。

以上の取り組みは、共同・受託研究締結数に直結すると考えられるが、新型コロナの影響による消費の冷え込み、企業活動の極端な衰退の実質初年度を考えると、共同・受託研究締結数が前年度比 85%程度に減少していることはやむを得ないところではある。

この他、社会連携課と URA が共同で企画し、URA 自らも講師として参加している「起業家育成 FD 講演会」（6回シリーズで10月から3月にかけて開催）は、教員・大学院生への起業家育成マインドを醸成する新たな取り組みとして評価される。しかし、参加者数が毎回 20～30 人程度と少なかったため、今後、特に学生をどう巻き込んでいくかが課題である。

## Ⅲ-2 産学連携推進業務

### （活動状況と成果）

#### 1) 共同研究・受託研究

- ・自治体、企業との面談等を通じ 11 件（2,568 万円）の共同研究・受託研究による研究を開始した。内訳：佐賀市 4 件、神崎市 1 件、パナソニックデバイス佐賀 1 件、ニシム電子 1 件、前川製作所 1 件、日之出水道機器 1 件、オプティム 1 件、サガビネガー 1 件（その他、イイダ靴下と医学部、九州コューと理工学部、東朋テクノロジーと医学部、フジミンコーポレーテッドと理工学部の共同研究を仲介し、準備中）
- ・佐賀市との受託研究において、特許出願に値する成果が出ており、佐賀市、さが藻類バイオマス協議会と、出願人や活用先等について協議を開始した。

#### 2) 地域連携プロジェクト参画支援

- ・佐賀市藻類バイオマス事業、一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター（JCC）との交流会へ参画し、適正教員のアサイン、実施計画の作成等を実施した。各プロジェクトのスムーズな運用に向け交渉・マネジメントを実施した。
- ・佐賀市藻類バイオマス事業に関連し、微細藻類の世界的産業化を目指している（株）ちとせ研究所に対し本学の戦略的な微細藻類研究の取組みを紹介した結果、学術的レベルや新規性等について評価を受け、藻類を活用した事業の創出を目指す企業連携型プロジェクト「MATSURI（まつり）」への佐賀市の参画に繋がった。
- ・JCC との交流会を通じ、共同研究講座の開設への筋道をつけると共に、招へいする教員候補の特定に寄与できた。
- ・佐賀県・佐賀大学連携調整会議にて、実施中の案件やプレゼンテーマ決定を支援し、連携テーマ

の共有化を図った。

- ・佐賀広域消防局と医学部附属病院高度救命救急センター及び京都大学で実施する AED 要請アプリ導入効果検証のパイロット研究について、佐賀県と連携を図る目的で臨床研究内容の説明を実施した。
- ・JCC と佐賀県コスメティック構想推進室の事業に関し、専門家招へいに向けた支援を実施した。
- ・佐賀県と理工学部が進めるセイレン (CIREn) 事業の一環として、ダイヤモンド半導体研究の進展 (研究開発拠点整備に向け) を図るため、新エネルギー産業課の協力の下、経産省や大手企業へ開発動向を説明し、海洋エネルギーとダイヤモンド半導体の 2 大技術のコラボを核にして世界的な研究拠点体制の強化を目指していくこととした。
- ・有田町との連携強化の一環として、商工会議所、企業、NPO 法人、陶磁器工業組合、有田焼卸団地協同組合、宿泊施設等を訪問し、要望事項の把握やキーとなる人物の特定等を実施した。また、本調査結果を一覧にまとめ、重要度や波及効果の観点から優先順位を決定し、その中でできるモノから対応を開始した。その一環として肥前セラミック研究センターシンポジウム「産業・地域振興を考える」に URA がパネリストとして参画し、本学の産学連携の取組みを PR した。
- ・有田町との関係性構築の活動として、独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) が募集するプログラムに対し、日本磁器発祥の地、「有田」で肥前陶磁技法を学び、陶磁器制作に専心する”SPACE-ARITA”プログラムに係る申請書作成を支援し、採択に至った。
- ・有田町との関係性構築活動を通じ、JR 有田駅前地図に「本学の名称」が記載され、有田町を訪れる人への本学の訴求力向上に繋がった。
- ・佐賀大学のこれから - ビジョン 2030 - 実現プロジェクトとして、令和 2 年度「地域の再興に資する研究・地域連携プロジェクト」を募集し、鹿島市における地域連携プロジェクト 4 件が採択された。この 4 件のプロジェクトについては、「町並み保存再生研究」など既存の 2 つのプロジェクトと合わせて、「鹿島プログラム」として取り組んでいくこととなった。また、このプログラムを適切に運用していくため、「鹿島プログラム連絡会」を設置し、学長補佐 (地方創生担当) を座長として令和 2 年 11 月に始動した。

### 3) 研究プロジェクト企画立案

- ・URA 主導で具体的な研究プロジェクト 3 件 (海洋エネルギー研究センター 2 件、医学部) を立案し、外部資金への申請等を実施した。
- ・当センターが掲げる 6 領域の研究テーマの分析活動から、次々世代型海洋温度差発電に向けたプレート式熱交換器の表面の超撥水付与技術のテーマを URA 主導で立案し、分野横断型の研究テーマとして、JKA の採択 (2 年間の研究) に至り、研究成果として熱交換器向け素材への撥水性能付与条件が見い出され、特許出願の準備に繋がった。なお、当該成果は令和 3 年度に特許出願予定。
- ・海洋エネルギー関連研究を立案中であるが、これに先立ち URA 主導にて「海藻類及び貝類養殖システム」に関する特許出願を実施し、共同研究や競争的資金申請に備えた。
- ・佐賀大学 SDG s 研究プロジェクトの立ち上げ支援 (微細藻類バイオマス研究プロジェクト) や事前審査に参画した。
- ・農学部早川教授と教育学部萱島准教授の学部を超えた研究連携に関し、令和 2 年度で定年退職する早川教授の「昆虫を利用した食品の抗ストレス機能性の評価に関する」研究ノウハウの学内継承と、食品の機能性研究の進展を目的として継続して支援し、次の研究プロジェクト候補として醸成中。

### (分析評価)

URA 主導により、自治体、企業との面談等を通じ、受託・共同研究 11 件の締結につながっている。また、地域連携プロジェクト参画支援において、URA 自らがプロジェクトに参画している佐賀市藻類バイオマス事業において、知財の創出や藻類を活用した事業の創出の成果が見え始めている。佐賀県との連携においては、佐賀県・佐賀大学連携調整会議を通じた両者間の積極的意見交換・

情報共有によって、佐賀県が進めるコスメ構想の実現に向け、ジャパン・コスメティックセンター（JCC）との共同研究講座の開設への筋道をつけることができた。新年度に、リージョナル・イノベーションセンターに化粧品関係の共同研究講座を設置予定である。

課題であった有田町との連携強化については、令和2年度に増員されたURAを有田における地方創生担当として配置したことにより、商工会議所、企業、NPO法人、陶磁器工業組合、有田焼卸団地協同組合、宿泊施設等との関係構築が進みつつある。本学が有田において展開している各種イベントにおいても有田との連携が具体化しており、今後、有田町の行政を巻き込んだ本学との関係性構築強化が期待される。

鹿島市において具体化した地域連携プロジェクト「鹿島プログラム」は、鹿島市の町並み、伝統芸能・文化、観光資源などを題材として、地域の再興に資する研究・地域連携プロジェクトを展開するものであり、鹿島市における地域創生モデルづくりの取組みとして位置付けている。

### Ⅲ-3 研究推進支援業務

#### (活動状況と成果)

#### 1) 科研費申請支援

- ・科研費の「特進クラス」申請支援 10件を実施すると共に、今年度初めてURA独自のブラッシュアッププログラムを立ち上げ、15件を支援した。更に個別支援の4件のヒアリング・ブラッシュアップ活動を実施し、合計29件に対応した。対応した29件の採択状況は次のとおりである。

・特進クラス	対応 10件	採択 3件 (採択率 30%)
・URA 独自プログラム	対応 15件	採択 7件 (採択率 47%)
・個別支援 (希望者)	対応 4件	採択なし
	合計 対応 29件	採択 10件 (採択率 34%)

- ・科研費申請状況について反省会を実施し、その中で研究協力課から情報を入手して分析したところ、申請書の空白が多いまま、申請している案件が数割いることが判明した。採否判定後の4月以降に科研費対応可能者の実態を調査し、申請支援しても効果が期待できそうな実数を把握していく予定 (医学部助教の対応可能性の実態把握と底上げが必要)。
- ・科研費申請状況について反省会や他大学 (東邦大学) での科研費支援に関する取組み情報の入手活動を通じ、科研費採択率向上に向けた対応策のひな形を作成した。次年度に学内限定で公開を予定。

#### 2) 競争的研究資金申請支援

以下の63件の支援を実施し、次の10件が採択された (計3,305万円)。

##### 【採択分】

- ・JKA財団 1件
- ・高橋産業経済財団 1件
- ・内閣府SIP事業 1件
- ・中外製薬 1件
- ・九州・大学発ベンチャー振興会議 (ギャップ資金) 1件
- ・AMED2021 橋渡しシーズA 1件
- ・JASSO 海外留学支援制度 1件
- ・JST A-STEP トライアウト 3件

##### 【申請支援の内訳】

- ・文科省DESIGN-I 1件
- ・三菱財団 1件
- ・文科省コアファシリティ 1件
- ・中外製薬 1件
- ・公益財団法人 ひと・健康・未来研究財団 1件

- ・河川情報センター 1 件
- ・AMED 令和 2 年度「橋渡し研究戦略的推進プログラム」preB 1 件
- ・AMED2021 橋渡しシーズ A 1 件
- ・住友財団 1 件
- ・先端設備整備計画（文科省 2 次補正）1 件
- ・化血研研究助成 1 件
- ・前川報恩会 1 件
- ・JST A-STEP 育成型（2 回目含む）5 件
- ・JST A-STEP トライアウト（2 回目含む）10 件
- ・（公財）発酵研究所 2021 年度 大型研究助成 1 件
- ・（公財）上原記念生命科学財団 1 件
- ・JST 創発的研究支援事業 15 件
- ・公益財団法人園芸振興松島財団 1 件
- ・文科省令和 3 年度概算要求「コロナ禍を踏まえた取組」1 件
- ・日本財団 1 件
- ・福岡県すこやか健康事業団 がん研究助成金 1 件
- ・環境研究総合推進費 2 件
- ・国土技術研究センター研究助成 1 件
- ・内閣府 SIP 事業（毎年審議：3 年目決定）1 件
- ・公益財団法人ニッポンハム食の未来財団 1 件
- ・JKA 財団 3 件
- ・高橋産業経済財団 1 件
- ・“AMED・革新的技術による脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト” 1 件
- ・九州・大学発ベンチャー振興会議（ギャップ資金）1 件
- ・文科省・先端研究設備整備補助事業 1 件
- ・消防防災科学技術研究推進制度 1 件
- ・JASSO 海外留学支援制度 2 件

#### (分析評価)

平成 30 年度から研究担当理事主導で実施されている科研費採択者を増やすための取組み「科研費特進クラス」に URA チームも参画し、令和 2 年度は 10 件の科研費申請書のブラッシュアップを実施した。また、令和 2 年度初めて URA チーム独自のブラッシュアッププログラムを立ち上げ、15 件のブラッシュアップを実施した。更に個別支援希望者の 4 件のブラッシュアップと合わせて、合計 29 件を対応した。対応 29 件のうち 10 件が採択され、採択率は 34%であった。このうち、URA 独自プログラムについては、対応 15 件のうち採択 7 件（採択率 47%）であったことは特筆される。

また、競争的資金申請支援においては、JST A-STEP をはじめとして 63 件（前年度 27 件）の外部資金申請書作成支援を実施し、10 件（前年度 9 件）が採択となり、採択額は合計 3,305 万円となった。

支援の件数が前年度から大幅に増加するとともに、URA が関与した外部資金獲得額も大幅に増加した。

### III-4 知的財産審査委員会の活動等

#### (活動状況と成果)

##### (ア) 知的財産審査委員会

- ・令和 2 年度は知的財産審査委員会を 19 回開催した。
- ・令和 2 年度は発明届出 49 件の届出があった。
- ・出願件数は 40 件（国内 21 件、外国 19 件）で、うち新規国内単独出願は 4 件であった。このうち、審査請求件数は 38 件（国内 20 件、外国 18 件）であった。

- ・特許に関する直接面談・ヒアリング時に、教員に対して弁理士や知的財産コーディネーターによる知的財産に関する啓発を行った。
- ・以上の結果、特許保有件数は224件（国内177件、外国47件）となり、前年度より13件増加した。
- ・新規出願等に係る判断基準（原則、企業全額負担・出願者の有外部資金獲得など）に沿って、新規出願及び審査請求、年金納付を厳正に審査した結果、約13,528千円、60%（H27-R2比）の特許等経費の削減につながった。

#### (イ)安全保障輸出管理

- ・令和2年度の輸出管理に係る申請件数は7件（うち5件を該非判定）であった。
- ・令和2年1月から義務化した、海外出張時、海外企業、機関との共同研究・受託研究時、海外出身研究員受入時、海外出身教員雇用時における輸出管理のルールに沿って、チェックシート提出による確認4件（機関との共同研究・受託研究時1件、オンライン講演会3件）を実施した。
- ・輸出管理状況の監査として、令和2年1月から12月までに行った該非判定案件7件に対する監査を実施し、判定後のフォローアップを実施した。

#### (ウ)利益相反委員会

- ・令和2年度は利益相反委員会を6回開催（5回はメールによる開催）した。利益相反案件の判断に際し、利益相反アドバイザーによる見解を基に、利益相反委員会16人の意見を聞いて利益相反の是非を効率的に判断できている。
- ・また、令和3年3月には、対面による利益相反委員会に利益相反アドバイザーを参加させ、当該年度の利益相反判断事例を基に利益相反アドバイザーがポイントを解説し、委員会構成員の理解を深める取り組みを実施した。委員から、判断のポイントの理解が深まったとの意見があった。

#### (エ)名古屋議定書（ABS）

（遺伝資源の無断持ち出し禁止、利益の提供国と利用国での配分、生物多様性の保護）

- ・特記する取り組みなし。

### (分析評価)

知的財産管理において、教員との直接面談・ヒアリング時に知的財産に関する啓発活動を併せて推進したことにより、発明の届出に対する教員の理解が深まっていると考えられる。発明届出件数は前年度の55件から49件と若干減少したが、これは共同研究・受託研究等数の減少が関係していると考えられる。

また、知的財産審査委員会における特許の選別・目利き体制が、質の良い研究成果の知的財産化を推進し、特許経費の削減にもつながっていると考えられる。

安全保障輸出管理において、令和2年1月から義務化した、海外出張時、海外企業、機関との共同研究・受託研究時、海外出身研究員受入時、海外出身教員雇用時における輸出管理のルールに沿って、チェックシート提出による確認4件（機関との共同研究・受託研究時1件、オンライン講演会3件）を実施し、一定程度ルールが機能していると考えられるが、この確認の結果を部局へフィードバックし、確認漏れを減少させることにより、さらに輸出管理マネジメントが強化されると考えられる。

利益相反マネジメントについては、取り扱う案件の増加とともに、利益相反アドバイザーの見解を基に利益相反委員会で判断するという効率的なサイクルが確立できつつある。利益相反委員会委員の利益相反に対する理解を深める取組とともに、今後も取り組みを充実させていきたい。

## III-5 自己点検・評価のまとめ

### (優れた点)

平成29年10月に、本学の研究や産学連携の機能強化を図るため、URAの組織化を図り、本学の産学・地域連携を組織的に推進する中核的機関である産学・地域連携機構を発展的に改組してURAと

融合する新たな「リージョナル・イノベーションセンター」を設置し、研究推進・産学連携体制を強化したが、その設置目的に則して、着実に活動を進めており、地域のシンクタンクの機関としてその機能を発揮している。

URAは、産学官マッチングイベントでの教員の支援のほか、産学連携推進業務において、地域及び自治体等からの相談、企業及び自治体等への訪問、学内教員打合せ対応、HPからの問い合わせ対応など研究シーズと社会ニーズのマッチング活動を精力的に取り組んでおり、令和2年度からURAが1人増員して4人体制となったこともあり、ニーズとシーズの把握の取り組み件数は、右肩上がりで増加している。また、競争的資金獲得の企画・支援においても、科研費申請支援においてURAが対応した29件のうち10件が採択（採択率34%）されるという目覚ましい結果を残した。また、競争的研究資金申請支援においても、URAが関与した外部資金獲得額も前年度から大幅に増加している。

URAを中心とした研究戦略推進、産学連携推進、研究推進支援の取組みは、佐賀県内企業等との共同研究契約数、発明届出件数等に直結するところであるが、令和2年度は受託・共同研究数、発明届出件数ともに若干減少した。原因として、新型コロナウイルスによる影響も考えられる。

産学連携の成果としての企業等との共同開発商品については、「アクティブムーブチェア Weltz-Self（ウエルツセルフ）」「規格外のブドウを使ったドレッシング」「アサヒフットケアシューズ」の3件が創出され、これらの成果は、8頁に記載したNo.33の年度計画及び中期計画の達成に直結している。

また、8頁に記載した年度計画No.61の外部研究資金の増収関係については、共同研究が受入件数・受入額ともに大きく減少した。この原因として、前年度末で大型の案件が同時に数件終了したことが挙げられる。また、受託研究は、受入件数は減少したが、大型案件の獲得により、受入額は増加するという結果になった。

これらについても新型コロナによる影響が考えられるが、原因を分析のうえ、対応することとしている。

#### (改善すべき点)

- ① 企業等からの依頼を受けて、研究者が企業等に対して行っている指導・助言等の行為を、共同研究等につなげる観点から制度化し、外部資金獲得の一方策とする必要がある。（他大学のコンサルティング制度など）
- ② 佐賀大学発ベンチャーが徐々に創出されつつある現状を踏まえ、大学発ベンチャーの創出支援体制の整備とともに、学生に対するアントレプレナーシップ醸成につなげる必要がある。

#### 平成31（令和元）年度部局等評価の検証において「改善を要する点」とした事項の改善状況

- ① 本学の共同研究に係る間接経費は5%のまま改定されておらず、研究経費の確保の観点からも国のガイドラインや他大学を参考に改定する必要がある。
  - ・令和元年度に、改定する間接経費の率、県内企業との共同研究数を減らさないための工夫などの検討を重ね、令和2年3月の総合研究戦略会議において令和2年度から5%から10%に改定する必要性を確認した。
  - ・令和2年度において、①共同研究における間接経費を令和2年10月から5%から10%に改定する。②間接経費増収分の財源を元に、当該教員へ「教育研究費」として還元し、研究費の確保とモチベーション向上を図ることとし、令和2年6月から7月の教授会等で周知した。従来から支給していた共同研究に係るインセンティブについては令和2年度限りで廃止し、令和3年度からは獲得した共同研究費の間接経費の額に応じて「教育研究費」を支給することとした。
  - ・これらを令和2年9月の教育研究評議会及び役員会において決定し、令和2年10月から運用を開始した。
  - ・その後、間接経費の経過措置や「教育研究費」等の説明をQ&Aとして作成し、部局長への周知及びメール（教員A11）で全教員へ周知した。

② URA が産業界等のニーズと本学教員のシーズをつなぐ支援をするためには、リージョナル・イノベーションセンターとのURA 存在・活動が産業界や自治体等に広く周知されていることが必要であり、そのための広報を充実する必要がある。

- 1) センターHP を次のように改善・工夫を行った。
  - ・写真や図録等を用いて視覚的に分かりやすく表示
  - ・記事のキーワードなどには関連するリンクを設定
  - ・告知期間が過ぎた記事は速やかに削除するなどタイムリーな記事掲載

この結果、アクセス数（ページ別訪問数）が次のとおり向上している。

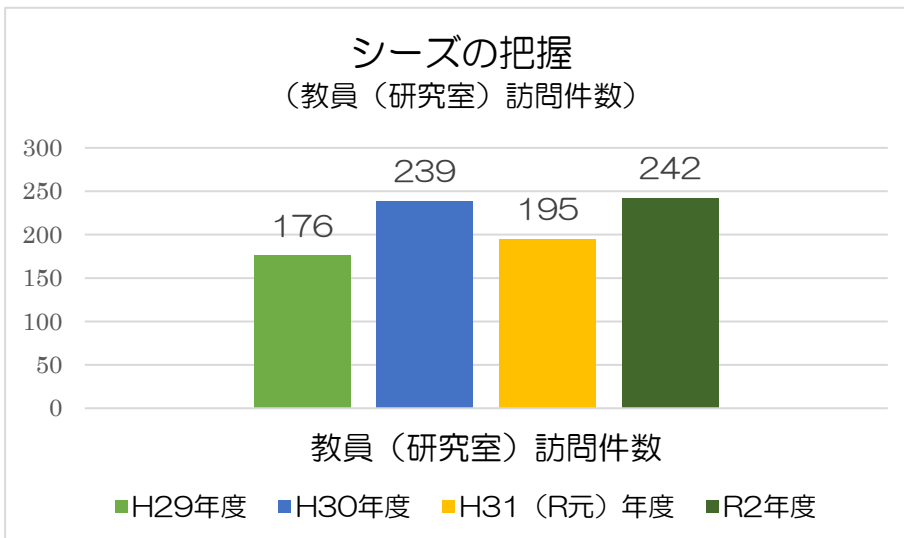
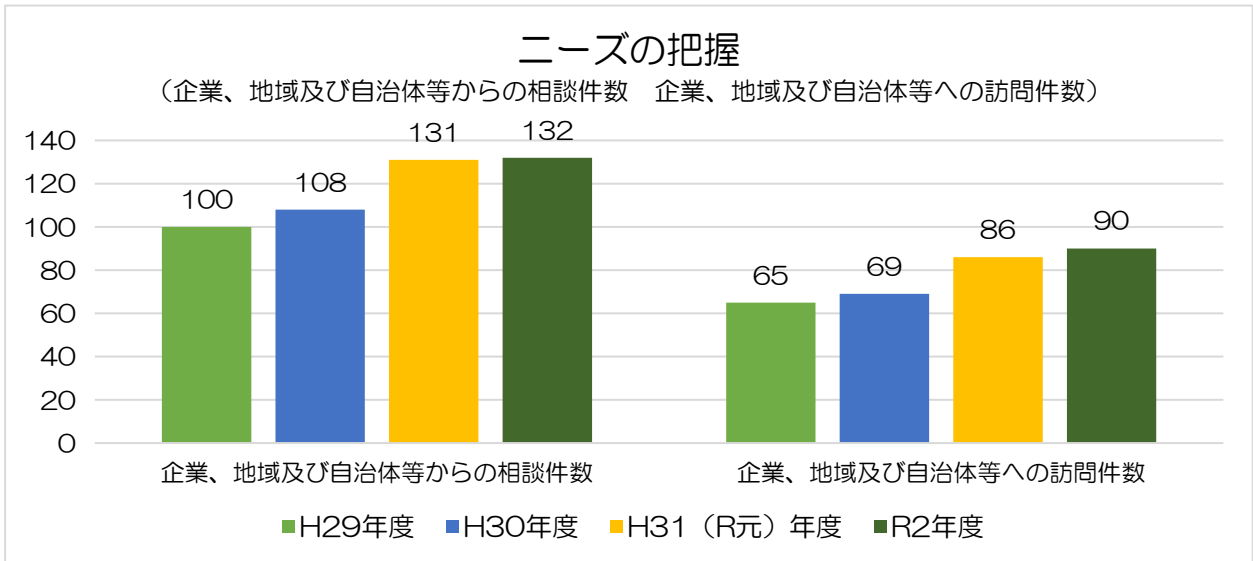
2018 年度：13, 158 件  
2019 年度：15, 274 件（前年度比 16%増）  
2020 年度：19, 755 件（前年度比 29%増）

- 2) ニュースレターにより本学の研究活動・成果を分かりやすく発信することとし、併せてリージョナル・イノベーションセンターと URA の存在・活動を周知することとした。リージョナル・イノベーションセンター・ニュースレター創刊号を令和 2 年 12 月末までに作成し、令和 3 年 1 月 4 日に発信した。その後も年 4 回（1・4・7・10 月）程度発信することとしている。  
なお、創刊号は、学内外合わせて、350 件以上のアクセス数があった。



V 参考資料

資料1 URAによるニーズ把握とシーズ把握の取り組み実績推移

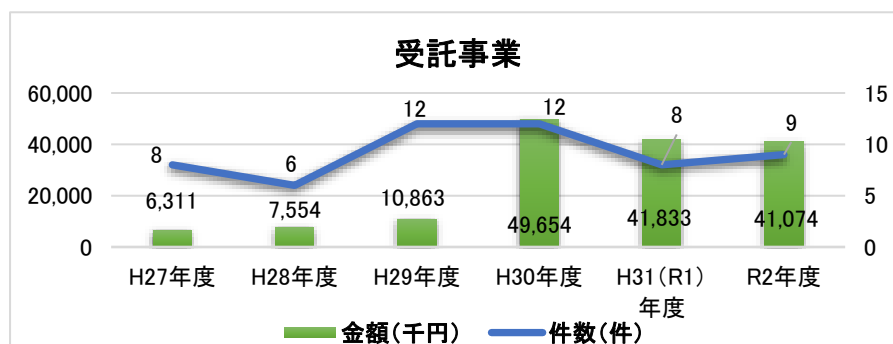
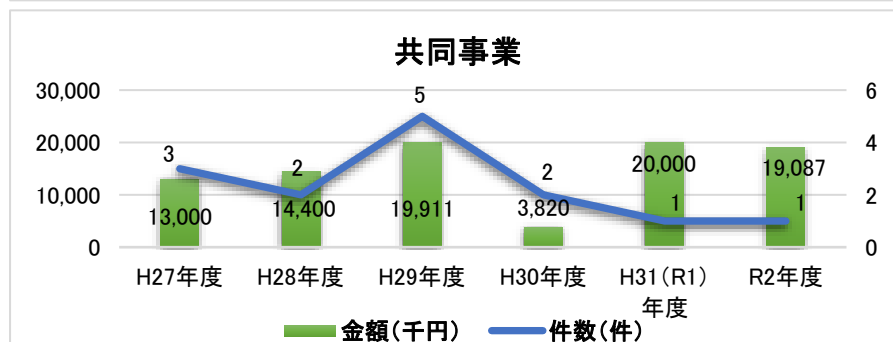
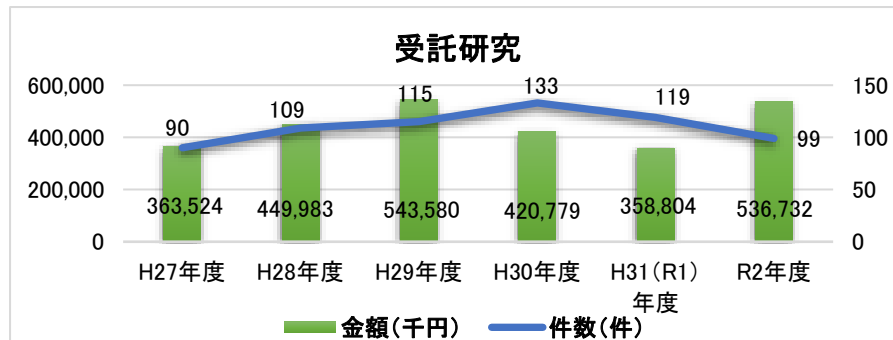
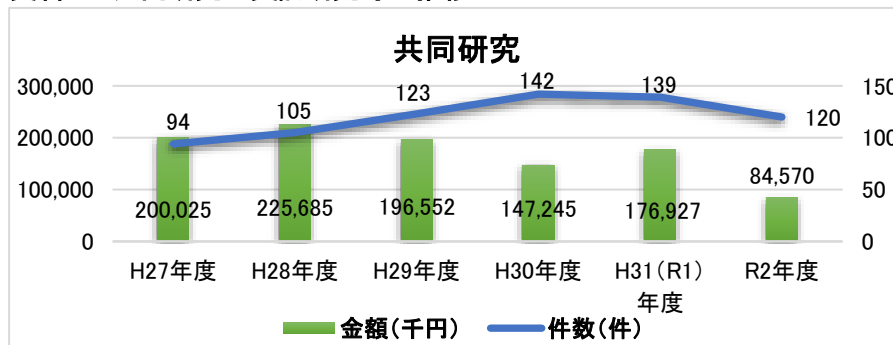


資料2 リージョナル・イノベーションセンター ホームページアクセス状況

	H29年度	H30年度	H31 (R1) 年度	R2年度
HP アクセス数	4,436	20,878	22,763	34,693

※平成29年度分については2018年2月14日から同年3月31日分。

資料3 共同研究・受託研究等の推移



○佐賀県内企業との共同研究契約数等の推移（平成27年度設定の目標件数・平成27年度比）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度
目標件数	—	30	33	37	41	46
契約件数	27	29	36	47	53	50
H27年度比	—	+2	+9	+20	+26	+23

#### 資料4 共同開発商品数の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)年度	R2年度
件数	—	1	4	5	3	3

#### 資料5 知的財産の現状について

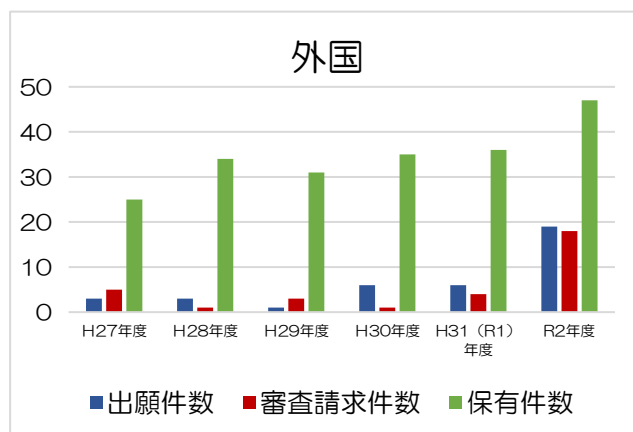
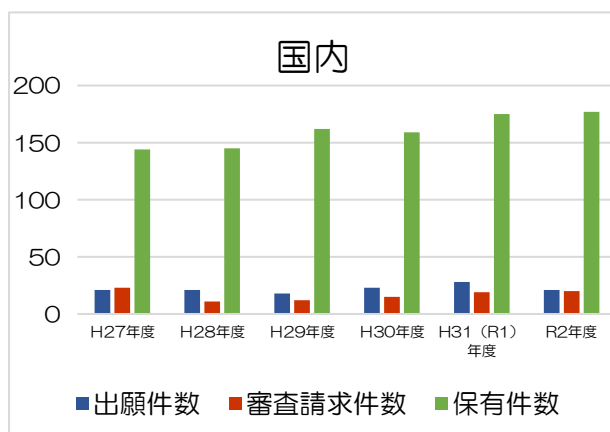
##### 5-1. 特許権（出願，審査請求，保有件数）

出願国	区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)年度	R2年度
日本	出願件数	21 (12)	21 (17)	18 (17)	23 (17)	28 (21)	21 (17)
	審査請求件数	23 (13)	11 (4)	12 (8)	15 (9)	19 (15)	20 (18)
	保有件数	144 (58)	145 (63)	162 (75)	159 (75)	175 (84)	177 (94)
外国	出願件数	3 (3)	3 (3)	1 (1)	6 (6)	6 (6)	19 (19)
	審査請求件数	5 (4)	1 (1)	3 (2)	1 (1)	4 (4)	18 (18)
	保有件数	25 (12)	34 (25)	31 (24)	35 (28)	36 (26)	47 (36)
PCT (※1)	出願件数	3 (2)	3 (3)	5 (5)	7 (7)	8 (6)	11 (9)
EPC (※2)	出願件数	2 (2)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	3 (3)

( ) うち共有

(※1) 特許協力条約 (PCT) に基づき、日本語による1つの出願を国際機関に行うことにより、PCT加盟国であるすべての国に同時に同様の出願したることと同じ効果を与える出願である。特許を付与するか否かは、各国の審査にて行われる。

(※2) ヨーロッパ特許条約 (EPC) に基づき、1つの出願で、ヨーロッパの多数の国への出願を行うことができ、権利を取得することができる。特許を付与するか否かは、ヨーロッパ特許庁が決定する。



## 5-2. 知的財産経費収支について

### <審査基準>

- 特許出願は、基本的に企業との共同出願とする
- 共同出願経費は、企業負担とする
- 単独出願は、原則外部資金、共同研究費を獲得していることを条件とする
- 外国出願は、JST 外国出願支援申請を行い採択されたもののみ出願する

### <知的財産経費収支>

支出 (A)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)年度	R2年度
特許等経費	22,615,704	15,321,319	9,900,602	12,012,667	13,153,019	9,087,380
発明者 報償金	905,295	858,927	1,021,539	5,128,539	3,109,035	1,819,801
計	23,520,999	16,180,246	10,922,141	17,141,206	16,262,054	10,907,181

収入 (B)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)年度	R2年度
ライセンス 収入	1,989,762	1,902,553	6,681,272	8,857,726	6,384,896	5,011,089
JST 支援経費	13,681,554	11,098,874	2,830,136	2,168,301	1,594,960	1,612,954
計	15,671,316	13,001,427	9,511,408	11,026,027	7,979,856	6,624,043

差引 (B) - (A)	Δ7,849,683	Δ3,178,819	Δ1,410,733	Δ6,115,179	Δ8,282,198	Δ4,283,138
-----------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

### 5-3. 知的財産経費内訳について

<国内>	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1) 年度	R2年度
出願経費	5,264,981	2,484,653	974,104	4,874,245	3,739,502	2,070,150
中間経費	3,492,667	2,948,671	2,253,324	2,064,291	2,284,432	1,591,542
登録・維持経費	1,814,558	2,062,967	3,041,788	2,194,586	2,843,749	1,354,730
その他	36,050	25,920	67,980	25,920	4,400	13,200
計	10,608,256	7,522,211	6,337,196	9,159,042	8,872,083	5,029,622

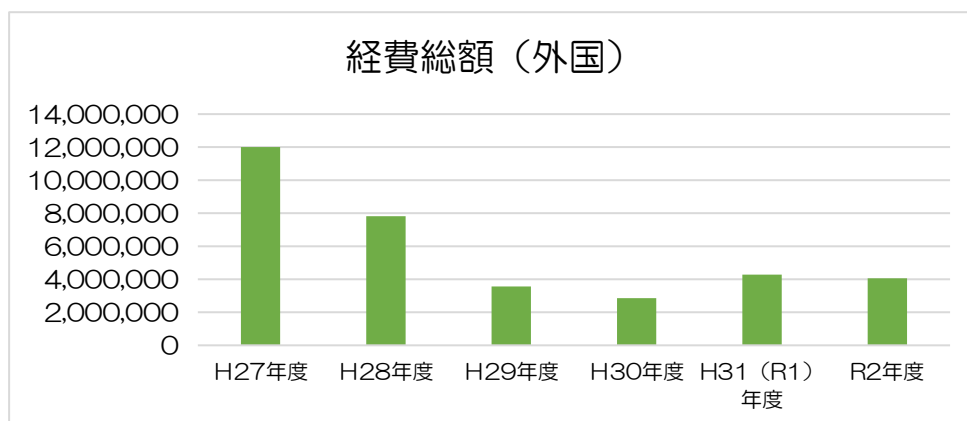
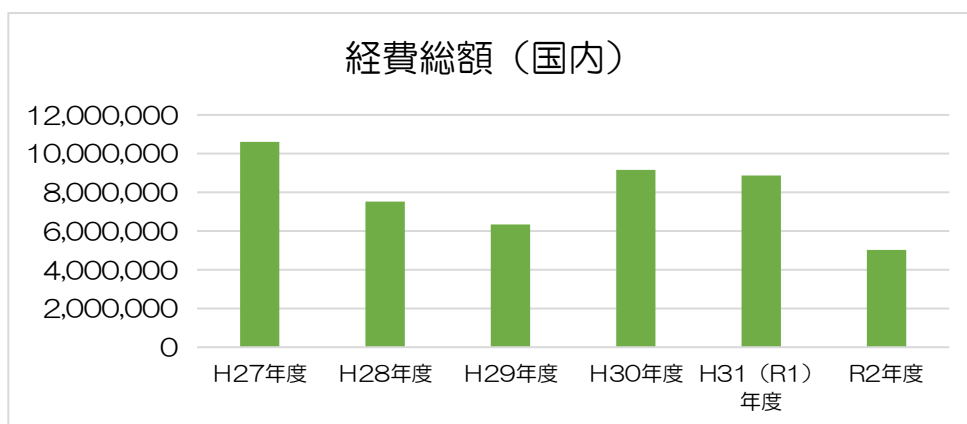
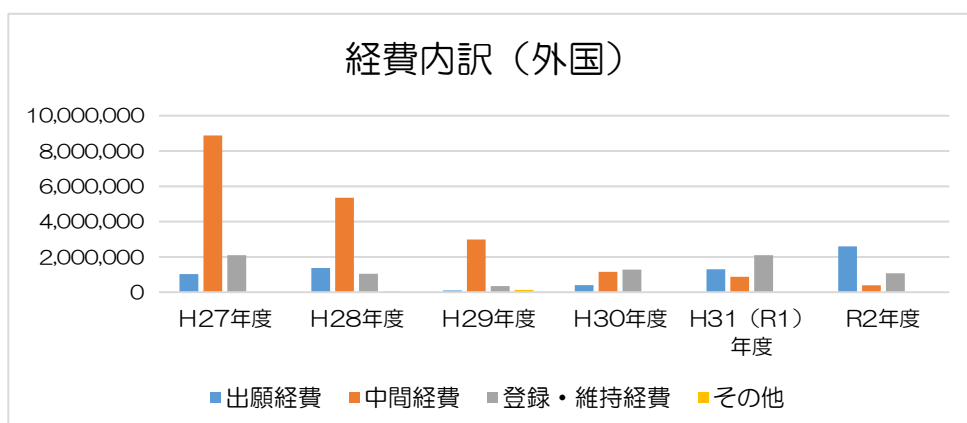
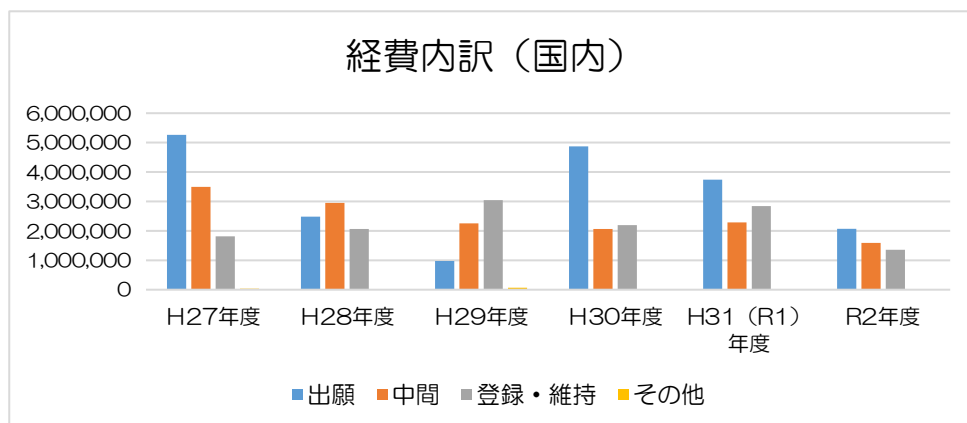
  

<外国>	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1) 年度	R2年度
出願経費	1,023,800	1,369,929	104,165	401,799	1,294,163	2,593,881
中間経費	8,884,049	5,355,340	2,987,030	1,154,613	872,957	392,115
登録・維持経費	2,099,599	1,044,930	348,488	1,282,093	2,096,216	1,071,762
その他	0	48,909	123,723	15,120	17,600	0
計	12,007,448	7,819,108	3,563,406	2,853,625	4,280,936	4,057,758

<b>総計</b>	<b>22,615,704</b>	<b>15,341,319</b>	<b>9,900,602</b>	<b>12,012,667</b>	<b>13,153,019</b>	<b>9,087,380</b>
-----------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	------------------

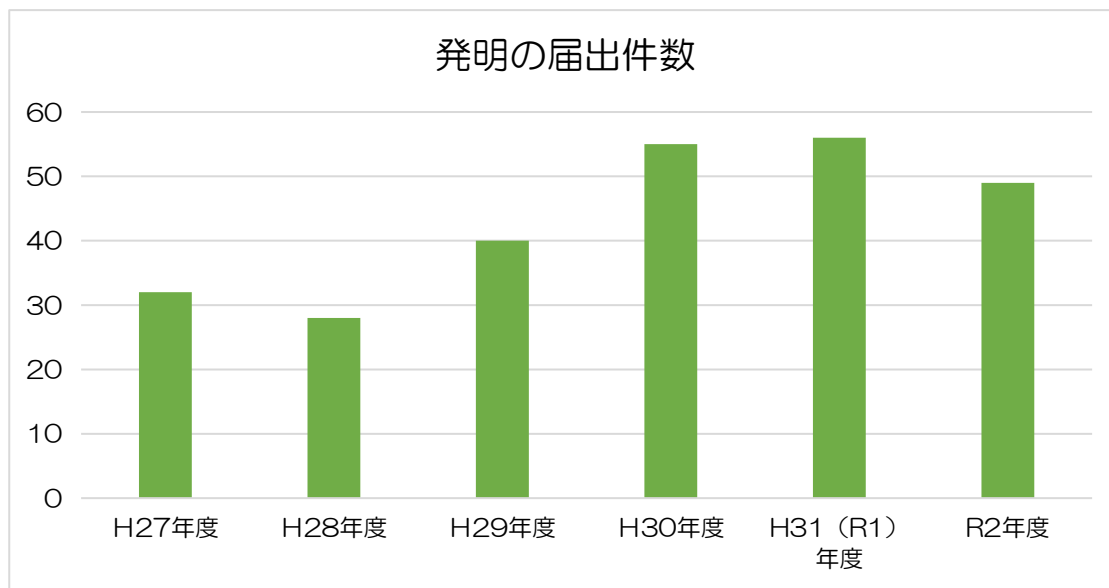
(参考グラフ) 特許等支出経費



#### 5-4. 発明の届出件数

第3期中期目標期間における知的財産に係る指標等

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)年度	R2年度
届出件数	32	28	40	55	56	49



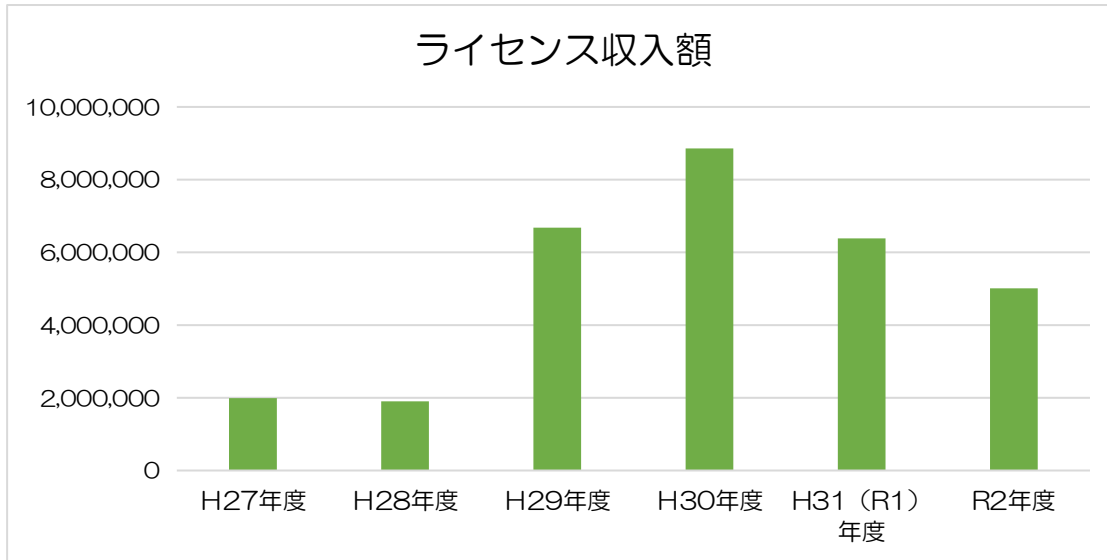
#### 【中期計画 No. 33】

地域志向型の教育研究実践の成果を発信し、地域産業の振興、イノベーション創出や地域活性化に活用する。なお、知的財産に関する周知や受託研究・共同研究の締結数の増加を図ることにより、**発明届出件数を10%増加**させるとともに、共同開発商品については、毎年度1品目を開発する。

## 5-5. 収入内訳

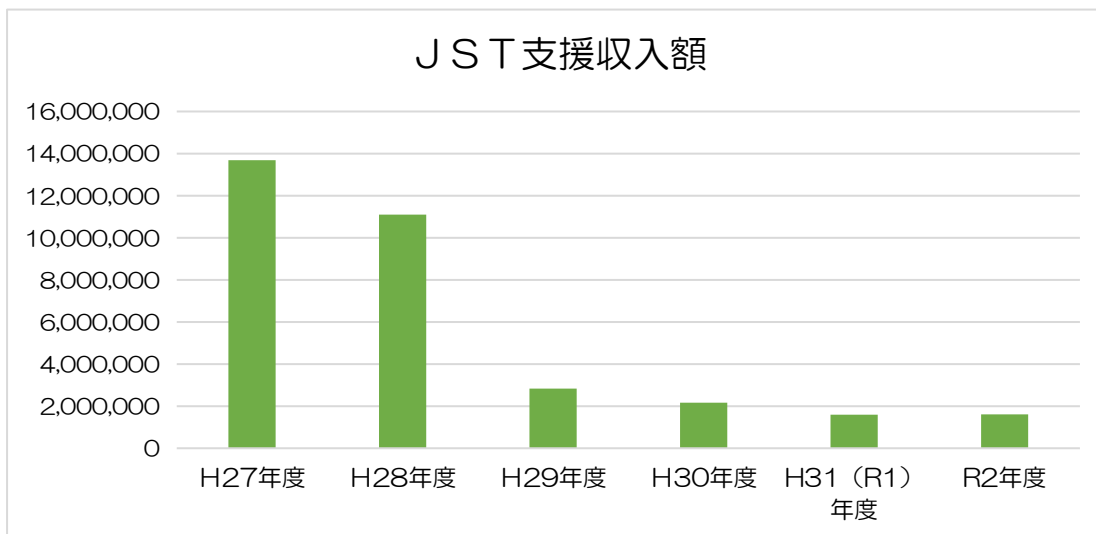
### (1) ライセンス収入

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)年度	R2年度
ライセンス収入額	1,989,762	1,902,553	6,681,272	8,857,726	6,384,896	5,011,089



### (2) J S T 外国出願支援経費

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)年度	R2年度
J S T 支援収入額	13,681,554	11,098,874	2,830,136	2,168,301	1,594,960	1,612,954

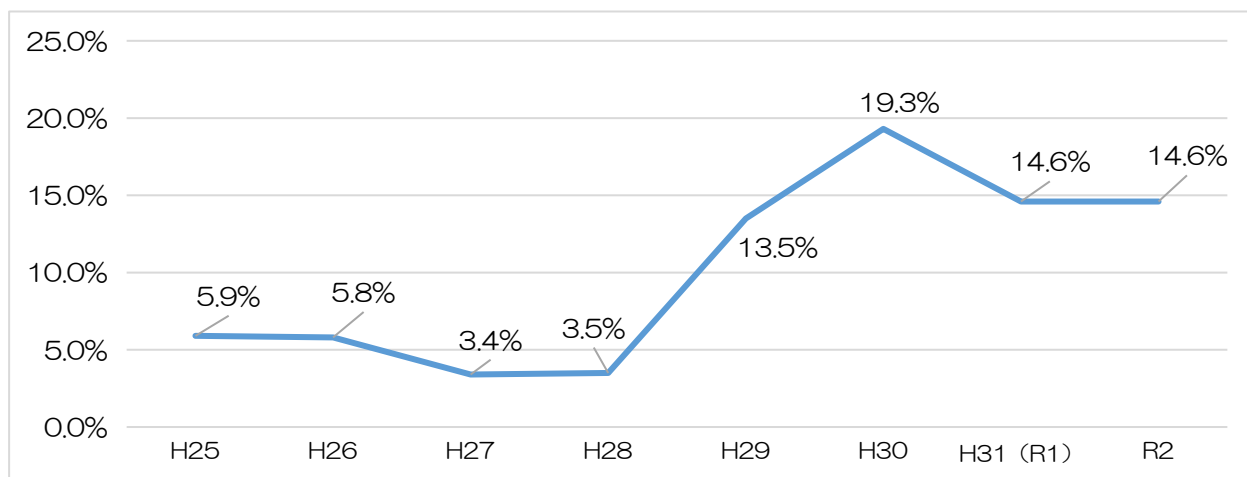




## 5-6. 知的財産活用率

国立大学法人評価委員会による財務諸表の分析【第3期中期目標期間における年度評価】

**知的財産活用率** 知的財産権保有額（BS：貸借対照表）に占める特許権・  
 著作権料収入（PL：損益計算書）の割合  
 $(\text{特許権} \cdot \text{著作権料収入}) \div (\text{知的財産権保有額})$



(単位：千円)

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度
特許権・著作権料収入(合計)		3,040	3,752	1,990	1,903	6,681	8,858	6,384	5,011
収入内訳 (特許権・ 著作権料収入)	特許権	1,489	2,636	1,004	1,106	2,725	3,106	5,128	4,180
	商標権	646	891	846	616	1,141	843	768	500
	意匠権	-	-	-	-	-	77	62	96
	著作権	274	184	36	-	-	-	33	1
	その他 知的財産権	631	42	104	180	2,815	4,832	393	235
知的財産権保有額(特許権)		51,785	65,036	57,944	54,428	49,492	45,939	43,866	34,315

※千円単位未満を表示していないため、収入内訳の合計が特許権・著作権料収入の合計に一致しない場合があります。